最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令 和 3 年 1 0 月 8 日 関税・外国為替等審議会 関 税 分 科 会 財 務 省 関 税 局

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和4年度関税改正

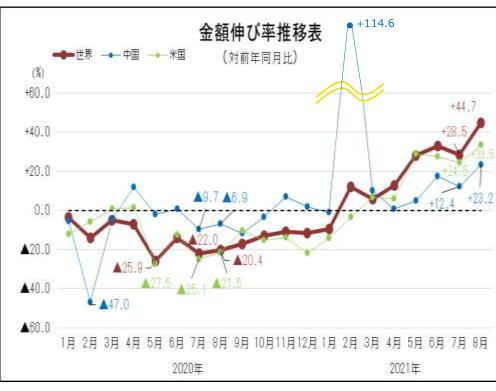
日本の輸出入の最近の動向

- 対世界への輸出額の伸び率は、昨年5月(▲28.3%)を底にして、回復傾向。本年8月は+26.2%で、本年3月から6か月連続のプラス。
- 対中国への輸出額の伸び率は、本年8月は+12.6%で、昨年7月から14か月連続でプラス。
- 対米国への輸出額の伸び率は、昨年5月(▲50.6%)を底にして、昨年9月(+0.6%)に14か月ぶりにプラス。本年8月は+22.8%で、本年3月から6か月連続のプラス。
- 注) 令和元年8月と比べると、対世界への輸出額の伸び率は+7.6%、対中国は+18.4%、対米国は▲3.4%

<輸出>



<輸入>



東京オリンピック・パラリンピックへの対応等

水際対策の強化

- テロ関連物資等の密輸阻止のため、貨物や国際郵便物の検査に集中的に人員を投入
 - 東京税関貨物検査部門への応援職員の派遣、各税関内での応援職員の派遣

大会関係物品の円滑な通関等

- 大会関係物品や大会関係者を事前に把握し必要な体制を整備
- 大会関係物品の円滑な通関を実施
 - 大会組織委員会が発給する確認証により大会関係物品を識別し、円滑に通関処理
- 感染症対策への留意及び円滑な通関の観点から、①選手団、②大会関係者(選手 団除く)、③一般旅客別に専用レーンを設置
 - 審査、検査に際しては、手袋、防護服等を着用
 - 税関への電子申告については、税関検査場電子申告ゲート(Eゲート)等 で対応

その他

- 令和3年度関税改正を踏まえ、本年7月19日から、スマートフォン決済アプリを利用する旅客等からの関税等の 徴収を6空港で開始
 - ※ 新千歳、成田、羽田、中部、関西、福岡



新型コロナウイルス感染症への対応

- ➤ マスクや防護服、ビニール手袋など、新型コロナウイルス感染症対策に関連する物資について、引き続き、迅速な通関を実施
- ▶ 2月以降、順次輸入されている新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、輸入 者等に対して、予備審査制度(注1)の活用を推奨し、貨物の到着後、輸入の許可が即 時に可能となる体制を構築しており、迅速な通関を実施
 - ⇒ ワクチンは、輸入申告に先立ち、厚生労働省所管の薬機法(注2)に基づく承認等を受ける必要があるところ、同制度の活用により、貨物の到着前に税関による確認が可能
 - (注1)予備審査制度とは、貨物が日本に到着する前に、予め税関に予備的な申告を行い、税関の審査 を受けることができる制度。同制度を利用することで、原則として、正式な輸入申告を行った時点 で税関の審査が終了していることから、輸入申告から許可までの時間を短縮することが可能。

(注2)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(参考)新型コロナワクチンの確保状況(出典:厚生労働省HP、令和3年9月7日時点)

	アストラゼネカ社	ファイザー社	モデルナ社(注3)
供給確保量	1億2,000万回分	1億9,400万回分	5,000万回分

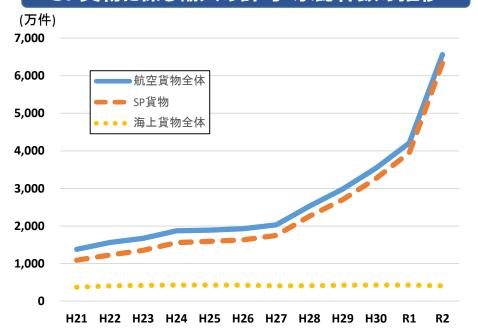
- (注3)2022年初頭から、5,000万回分の供給を受ける追加の契約を締結済。
- (注4)武田薬品工業がノババックス社(米国)の技術移管を受けワクチン開発に成功した場合、2022年初頭から、概ね1年間で 1億5,000万回分が供給される予定。

SP貨物及び国際郵便物の取締り

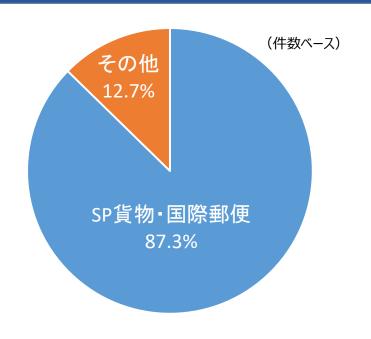
- 電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が進展し、SP貨物が急増している状況。
- 税関職員の数が限られている中、不正薬物の密輸防止に加え、テロ対策の観点からも、SP貨物及び国際 郵便物の取締りの強化が必要。
 - ✓ 大量の小口貨物に対する取締りを効果的・効率的に実施するため、事前情報の活用を継続。
 - ✓ 限られたマンパワーを有効に活用するため、先端技術の活用を含め通関事務の更なる効率化等を推進。

(参考) SP貨物:輸出者(荷送人)の戸口から輸入者(荷受人)の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

SP貨物に係る輸入の許可・承認件数の推移



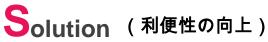
令和2年における不正薬物の摘発状況



スマート税関構想2020の進捗

スマート税関構想**2020** (2020年6月公表)

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利 用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン



24時間365日、スマホ等で

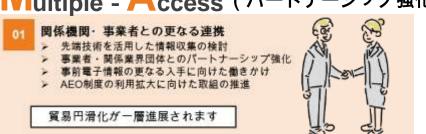
相談できます

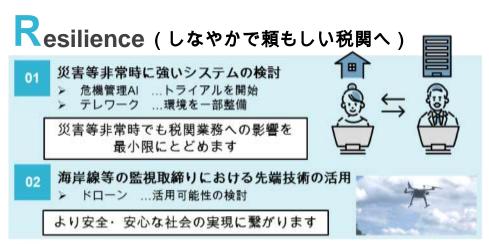




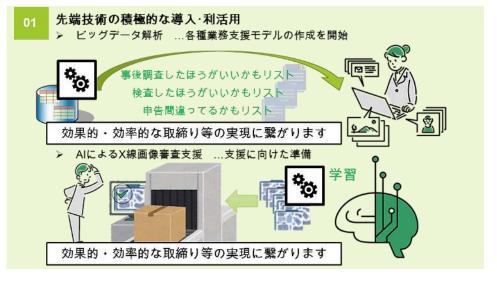
制度の利用が促進されるよ

うに支援を行います





echnology & Talent (先端技術の活用と人材育成)



不正薬物の摘発状況

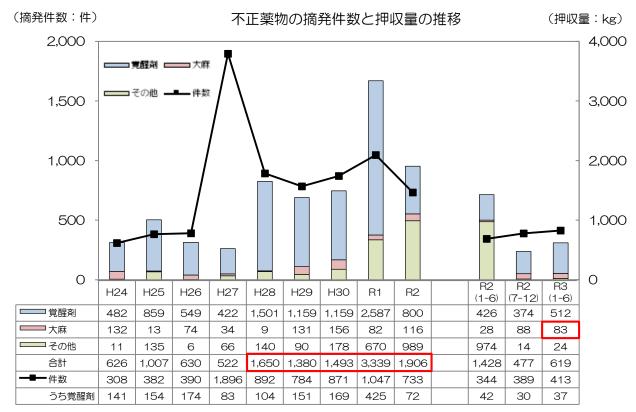
○ 令和 2 年における不正薬物の押収量は、 **5 年連続で 1 トンを超え**、2 トンに迫る**過去 3 番目**

(参考1) 覚醒剤の国内押収量全体(約7,339kg)に占める密輸押収量(約7,186kg)の割合は約98%(平成28~令和2年累計)

○ 令和3年1~6月は大麻樹脂等(大麻リキッドを含む)及びMDMAの押収量が増加

(参考2) 大麻樹脂等の押収量 R1:21kg、R2:68kg、R3(1月~6月):70kg

(参考3) MDMAの押収量 R1:6.1万錠、R2:9万錠、R3(1月~6月):8.6万錠



令和3年4月、横浜税関は、香港から到着した海上貨物(レーザー加工機)に隠匿された覚醒剤約297kgを摘発した。



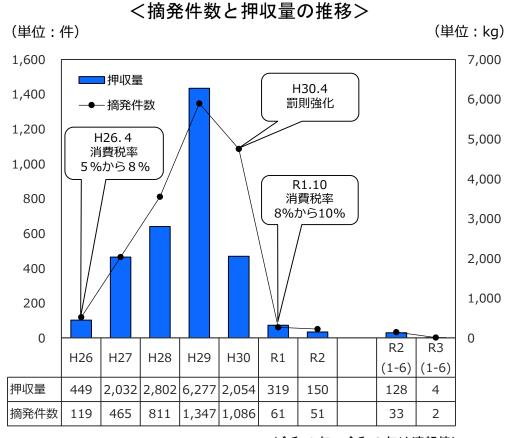




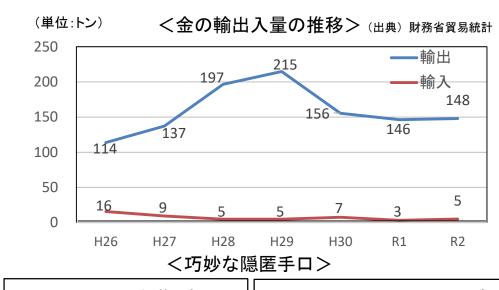
(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA 等)、向精神薬及び指定薬物をいう。 令和2年、令和3年は速報値。

金密輸入取締りに対する取組

- 令和3年1~6月における金の摘発件数は2件、押収量は約4kg(速報値)。
- 平成30年4月の罰則強化以降、摘発は大幅に減少。
- 他方、隠匿手口が巧妙な事案も散見され、金の価格は高止まりしていることから、関係機関とも連携しつつ、 検査機器の活用等により、引き続き、厳格に対応していく必要。



(令和2年、令和3年は速報値)



中国からの航空貨物(IC チップ)に隠匿された合計約 10kgの金を摘発。



香港からの航空貨物(タングステンの棒)に隠匿された約30kgの金地金を摘発。

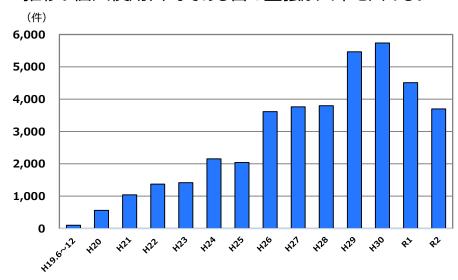


知的財産侵害物品取締りの取組

- 越境電子商取引の進展に伴い、**海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品**(特に商標 権関連)**の輸入が増加**している。
- これまで、事業者による輸入が商標権等の侵害行為とされ、個人使用目的の模倣品の輸入は侵害にあたらな いとされてきたことから、当該模倣品は税関における取締りの対象となっていない。
- こうした状況に対応するため、令和3年5月に成立し公布された「特許法等の一部を改正する法律」において、 **海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が商標権及び意匠権の侵害**と位置付けられたところ。

争う旨の申出の推移

令和2年は3,696件。平成26年以降は3,000件超で 推移。個人使用目的である旨の主張が大半を占める。



(参考)争う旨の申出:認定手続(税関が行う知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続)における輸入者による知的財産侵害物品に該当しない旨の申出。

特許法等の一部を改正する法律の概要

海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権及び意匠権の侵害として位置付ける。





| 新たに商標権・意匠権侵害 | と位置づけられた行為



当該改正前より、商標権・意匠権 侵害とされていた行為

令和2年12月10日 答申(抜粋)

商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、当該侵害に係る物品について税関で水際取締りを 実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。 1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和4年度関税改正

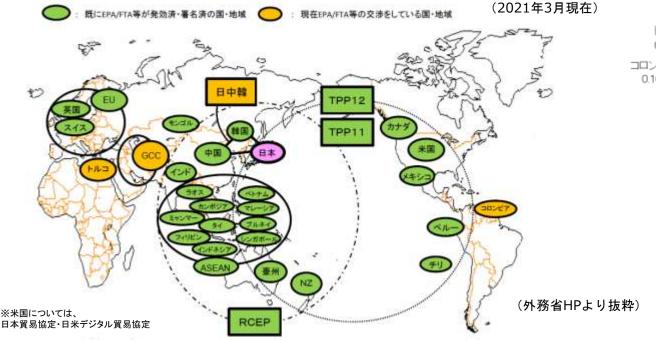
我が国EPA等の現状

発効済 (19)

シンガポール(2002年11月(07年9月改正))、メキシコ(2005年4月(12年4月改正))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月、(2020年8月改正))、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、TPP11(2018年12月)、EU(2019年2月)、米国(2020年1月)、英国(2021年1月)

署名済 (2)

TPP12(2016年2月署名)、RCEP(2020年11月署名)



易額の割合(小数点第3位四捨五入) メキシコ 1.08% スイス **ASEA** 0.96% 15 05% ベル・ トルコ 0.21% 0.26% インド コロンビス 豪州1.08% 0.10% 3.76% _モンゴル 0.03% 中国 23.91% 10.30% 0.34% 1.41%

日本の貿易総額に占める国・地域の貿

発効済+署名済 : 計 80.4%

 交渉中(含む中断中)
 : 計 5.4%

 発効済+署名済+交渉妥結+交渉中
 : 計 85.8%

出典: 財務省貿易統計(2021年3月公表) (各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- ※発効規定:

ASEAN10か国中6か国及びASEAN以外の5か国中3か国の批准通報がなされた後60日後に発効

意 義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割 を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。
 - ※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対象分野

物品の貿易/原産地規則/税関手続及び貿易円滑化/衛生植物検疫措置/任意規格、強制規格及び適合性評価手続/貿易上の救済/サービスの貿易/自然人の一時的な移動/投資/知的財産/電子商取引/競争/中小企業/経済協力及び技術協力/政府調達/紛争解決等



参 加 国

ASEAN10か国

(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、 ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、 日本、中国、韓国、豪州 及びニュージーランド。

- ■人口
- 22.7億人(2019年) (世界全体の約3割)
- G D P
- 25.8兆米ドル (2019年) (世界全体の約3割)
- ■貿易総額(輸出) 5.5兆米ドル(2019年) (世界全体の約3割)

EPA利用促進に向けた取組

日英EPAが今年1月に発効したほか、RCEPが昨年11月に署名され発効に向けて必要な手続きを進めている。我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が約8割となり、EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要。

具体的な取組

- ▶ 原産地規則や原産地証明手続に関する理解促進を図るため、発効前説明会を含む各種説明会の実施、また、協定解説資料等の情報を提供。
- ▶ 日本からの輸出促進を図るため、輸出相談窓口を設置。また、途上国税関に対する技術支援を実施。
- ▶ 事業者のニーズを把握する目的で、EPA利用に係るアンケート調査を実施。アンケート結果を踏まえ税 関HPの情報を充実。

【輸出面における個別相談の対応強化】

- 日本から輸出する貨物にかかる原産性の 確認・アドバイス
- 輸入締約国からの情報提供要請に対する相談対応



- ・個別相談ブースの設置
- ・オンラインの活用



【情報発信の強化】

- よりわかりやすく、親しみやすいツールの利用
- ポイントを絞った説明



- ・リーフレット等の充実
- ・YouTubeの活用
- -EPAとは何かの解説動画--EPAのパンフレット-

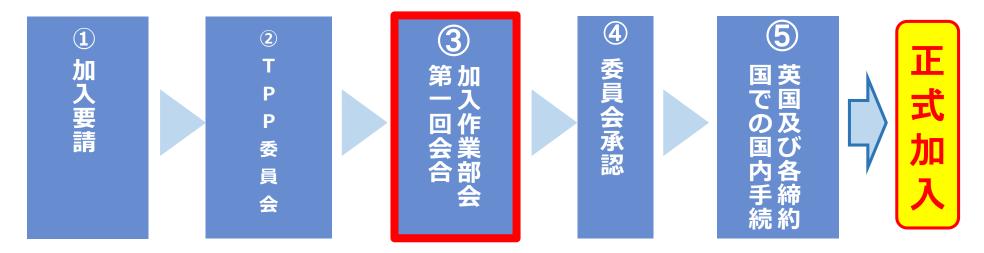


T P P 11 (CPTPP) に関する最近の動き

1. 英国のCPTPP加入交渉

- 2月1日に、英国がCPTPPへの加入要請を提出。
- 6月2日に、TPP委員会(閣僚級)が開催され、英国の加入手続開始が決定。9月28日、29日 に加入作業部会の第一回会合が開催された。
- 日本は、TPP委員会の議長国として、スムーズな交渉開始に向けて、引き続き貢献していく方針。

【TPP委員会決定に基づく英国のTPP加入手続の流れ】



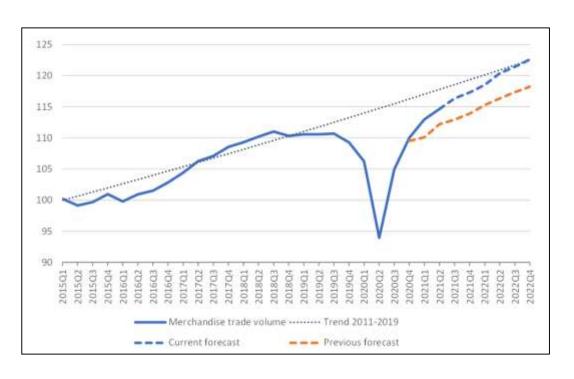
2. 中国・台湾のCPTPP加入要請

- 9月16日に、中国がCPTPPへの加入要請を提出、9月22日に、台湾がCPTPPへの加入要請を提出。
- ●日本は、中国・台湾がCPTPPの高いレベルのルールを満たす用意があるか見極める方針。

新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響

く世界貿易の見通しに関するWTOプレスリリース(2021年10月4日)>

- ○2021年前半の世界的な経済活動の復活により、<u>2021年の世界貿易総額</u>の見通しは、<u>前年比+10.8%</u>と、前回の見通し(2021年3月時:前年比+8.0%)から<u>上方修正</u>。
- ○2022年の世界貿易総額の見通しは、<u>前年比+4.7%</u>(前回の見通し(前年比+4.0%)から<u>上方修正</u>)となり、物品貿易の成長は、コロナ前の長期的なトレンドに近づくにつれ、緩やかになっていく。
- ○一方で、<u>□□ナの流行</u>は最大の下方修正リスクとなっており、<u>ワクチンへのアクセスに関する(世界的)不均衡</u>が、地域間の経済回復格差を増幅させている。



世界の貿易総額(2015-2022)

(指標:2015年第1四半期=100、物品貿易総額ベース)

______:実績(2020年)

– – – :今回のWTO見通し(2021年10月時)

-----::コロナ危機前(2011-2019年)のトレンド

- - -:前回のWTO見通し(2021年3月時)

WCO(世界税関機構)の最近の取組

新型コロナウイルス感染症対策

WHO等とも連携し、医薬品等の円滑な貿易の確保等に向けた取組を実施中

- ・ 昨年12月、コロナワクチンの迅速通関等に係るWCO総会決議を採択。
- マスク・医薬品等の迅速通関のため、WHOと連携し、品目分類リストを策定・配付。
- 支援物資の通関迅速化に係るガイドライン及び能力向上支援(外務省補正1.7億円)。
- 偽造医薬品等の国際取締りオペレーションの実施(財務省補正1.0億円)。

急増するEコマース(電子商取引)への対応

WCOの最優先課題

- Eコマース基準の枠組み(ガイドライン)を策定済。その附表である「事前情報項目参照表」及び「Eコマース関係者の役割と責任」等を、昨年12月のWCO政策委員会で承認。
- コロナ禍におけるEコマースの急増もあり、今年6月の総会で、Eコマースへの対応が最優先課題であるとの共通認識が醸成された。また、総会と連続し、ハイレベルのEコマースカンファレンスが開催され、プラットフォーマーの役割やテクノロジーの活用等について議論。

関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国を重点としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA及びWCO(世界税関機構)等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。

実施形態と実施例

【受入研修】

日本で開催するセミナー等に開発途上国税関職員 を受入れ

(例) アジア等の税関職員15名程度を受け入れ、税関 研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各 国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【JICA長期専門家】

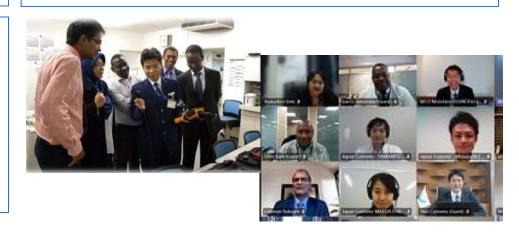
JICAの予算を活用し、2~3年程度の期間、支援対象国に日本税関職員が専門家として常駐

(例) ミャンマーに日本型通関システムの導入とそれによる税関近代化を支援するにあたり、日本税関職員を 長期派遣。ミャンマー税関への技術支援を実施。

【専門家派遣】

支援対象国で開催するセミナー等に日本税関職員を派遣

(例) WCO及びJICAと連携して実施している、アフリカ地域及び太平洋島嶼国の税関職員を対象に、指導教官となる職員を育成するマスタートレーナープログラムに、日本税関職員を専門家として派遣。



※ 令和2年度は新型コロナ感染拡大の影響により、対面での実施ができなかったものの、オンラインによる技術協力を36件実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和4年度関税改正

令和4年度関税改正の主な要望

改正項目	内容
暫定税率の見直し	・暫定税率を設定している品目について、適用期限の1年延長等 (加糖調製品6品目については、併せて暫定税率の引下げ) ・たまねぎについて基本税率化 ・ノルマルパラフィンについて暫定税率の廃止(基本税率を適用) <参考> ノルマルパラフィン 灯油・軽油から分離抽出され、高級アルコール(合成洗剤、可塑剤)やアルキルベンゼン(家庭用合成洗剤) の原料として使用される。 ※() 内は最終製品
個別品目の 関税率の見直し	・事業者の利便性向上の観点から、衣類製品の税細分の統合・簡素化 <参考>6106.10号 綿製のもの 1.ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ (1) ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの(基本税率:10.9%、協定税率:10.9%) (2)その他のもの(基本税率:9.1%、協定税率:9.1%)
沖縄に係る関税制度 上の特例措置	・沖縄振興特別措置法の改正(期限延長等)を前提に、①特定免税店制度、②選択課税制度について適用期限の2年延長等
海外の事業者を仕出 人とする模倣品の水 際取締りの強化	・改正商標法等の施行に合わせ、税関で水際取締りを行うため、海外事業者から国内に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品を関税法の「輸入してはならない貨物」に追加